

第15回ヒトES細胞研究倫理委員会 平成19年12月11日開催

議 題

1. ヒトES細胞の使用に係る教育研修に関する申合せの一部改正について (案)  
「ヒトES細胞の樹立及び使用に関する指針」(文部科学省告示第87号(平成19年5月23日告示))及び文部科学省ライフサイエンス課からの助言を受けて、委員長から資料により説明があり、審議の結果承認された。
2. ヒトES細胞使用計画書の審査について  
申請者から、「ヒトES細胞の心筋組織への分化誘導法の開発と新しい治療法確立のための基礎的研究」及び「ヒトES細胞の肝・膵組織への分化誘導法の開発と新しい治療法確立のための基礎的研究」の2件の新規使用計画書について説明があり、意見交換が行われた。  
意見交換の結果、申請者から本日の審議事項を踏まえて修正を行い再度使用計画書を提出していただき、次回開催の本委員会で審議することとなった。  
また、委員長から、次回の本委員会において委員以外の有識者に「科学的妥当性」について意見をいただく旨の提案があり、外部有識者の選任について委員長に一任願うこととなった。

第16回ヒトES細胞研究倫理委員会 平成20年1月11日開催

議 題

1. ヒトES細胞使用計画書の審査について  
本委員会委員以外の外部有識者を招いて、計画書等における科学的妥当性について意見があった後、委員との意見交換を行った。その後申請者から、第15回の本委員会において審議された事項を踏まえて修正を行い提出された2件の使用計画書について説明があり、意見交換が行われた。  
意見交換の結果、委員長から申請者に、本日の審議事項を踏まえた計画書を再提出していただくとともに、内容の確認については小職に一任願いたい旨の発言があり、了承された。

第17回ヒトES細胞研究倫理委員会 平成20年3月3日開催

議 題

1. ヒトES細胞使用計画書の審査について  
平成20年2月21日に文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室専門官が来学され、2件の新規使用計画について質疑応答及び意見交換が行われた。その際の指導・助言を踏まえ、申請者から3回目の修正を行った使用計画書が提出され、再審査を行った。専門官からの指摘事項の修正が適切に行われていることを確認し、文部科学大臣あてに提出することが了承された。